

奈良県告示第五百二十号

昭和三十九年四月奈良県告示第一号（分任出納員への事務の委任）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

表総務部管財課に勤務する出納員の項の次に次のように加える。

地域振興部企画管理室に勤務する出納員	文化財保存事務所出張所に係る工事用原材料の出納及び保管を行うこと。	文化財保存事務所出張所に勤務する分任出納員
--------------------	-----------------------------------	-----------------------

表会計局に勤務する出納員の項中

一 奈良県高等学校等奨励金貸与条例（平成十四年三月奈良県条例第四十九号）に基づく返還金及び延滞金の収納を行うこと。	一 奈良県高等学校等奨励金貸与条例（平成十四年三月奈良県条例第四十九号）に基づく返還金及び延滞金の収納を行うこと。
二 奈良県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和五十年三月奈良県条例第三十四号）に基づく返還金及び延滞金の収納を行うこと。	二 奈良県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和五十年三月奈良県条例第三十四号）に基づく返還金及び延滞金の収納を行うこと。

を

一 奈良県高等学校等奨励金貸与条例（平成十四年三月奈良県条例第四十九号）に基づく返還金及び延滞金の収納を行うこと。
二 奈良県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和五十年三月奈良県条例第三十四号）に基づく返還金及び延滞金の収納を行うこと。

に改め、同表教育委員会事務局企画管

三 奈良県地域改善対策奨学金等貸与条例及び奈良県同和对策専修学校及び各種学校修学資金等貸与条例を廃止する条例による廃止前の奈良県地域改善対策奨学金等貸与条例（昭和五十七年十二月奈良県条例第七号）に基づく返還金及び延滞金の収納を行うこと。

理室に勤務する出納員の項を削り、同表万葉文化館に勤務する出納員の項中「係る」の下に「出版物売払代金及び」を加える。